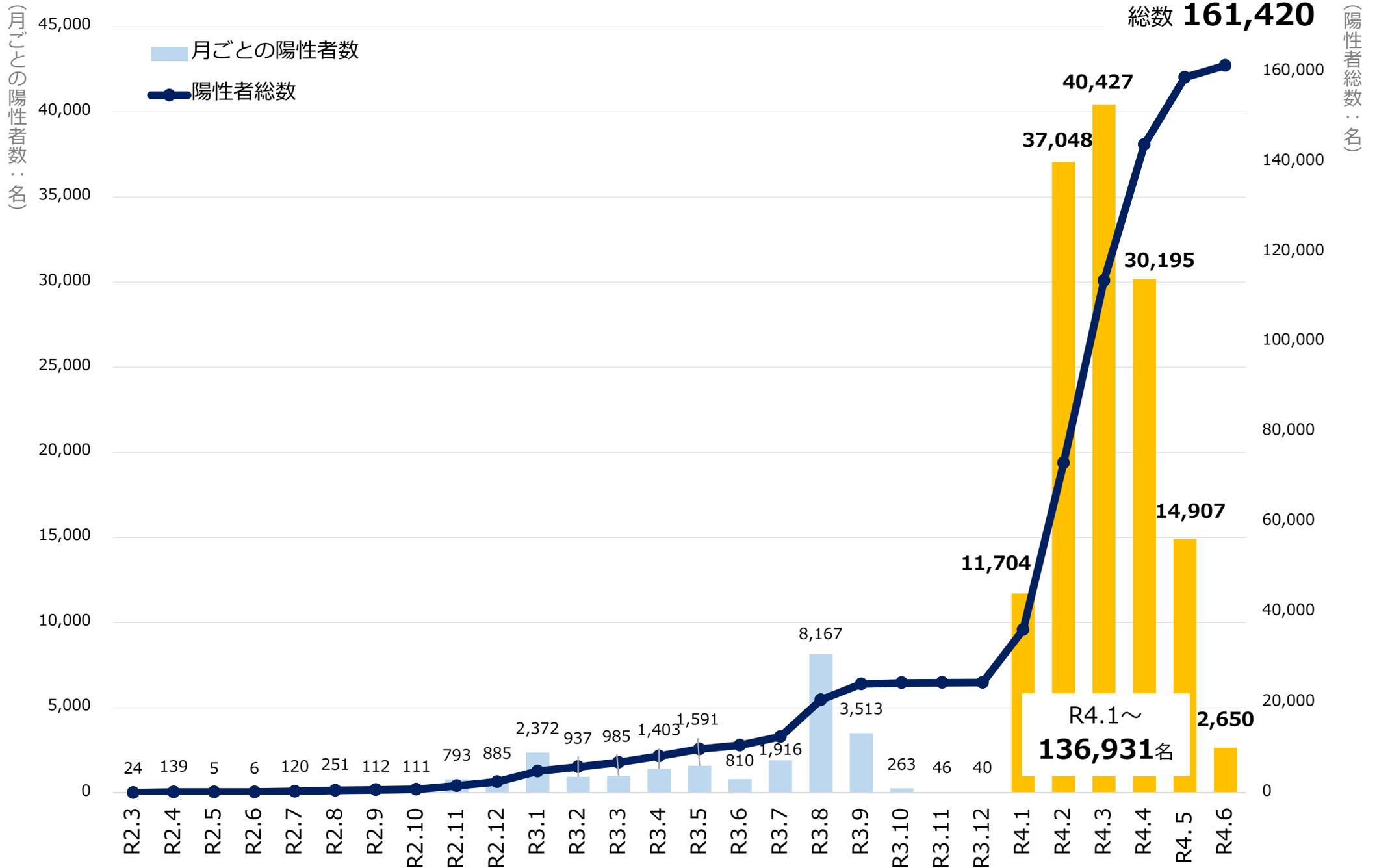


令和4年第2回定例会  
**保健福祉医療委員会資料**

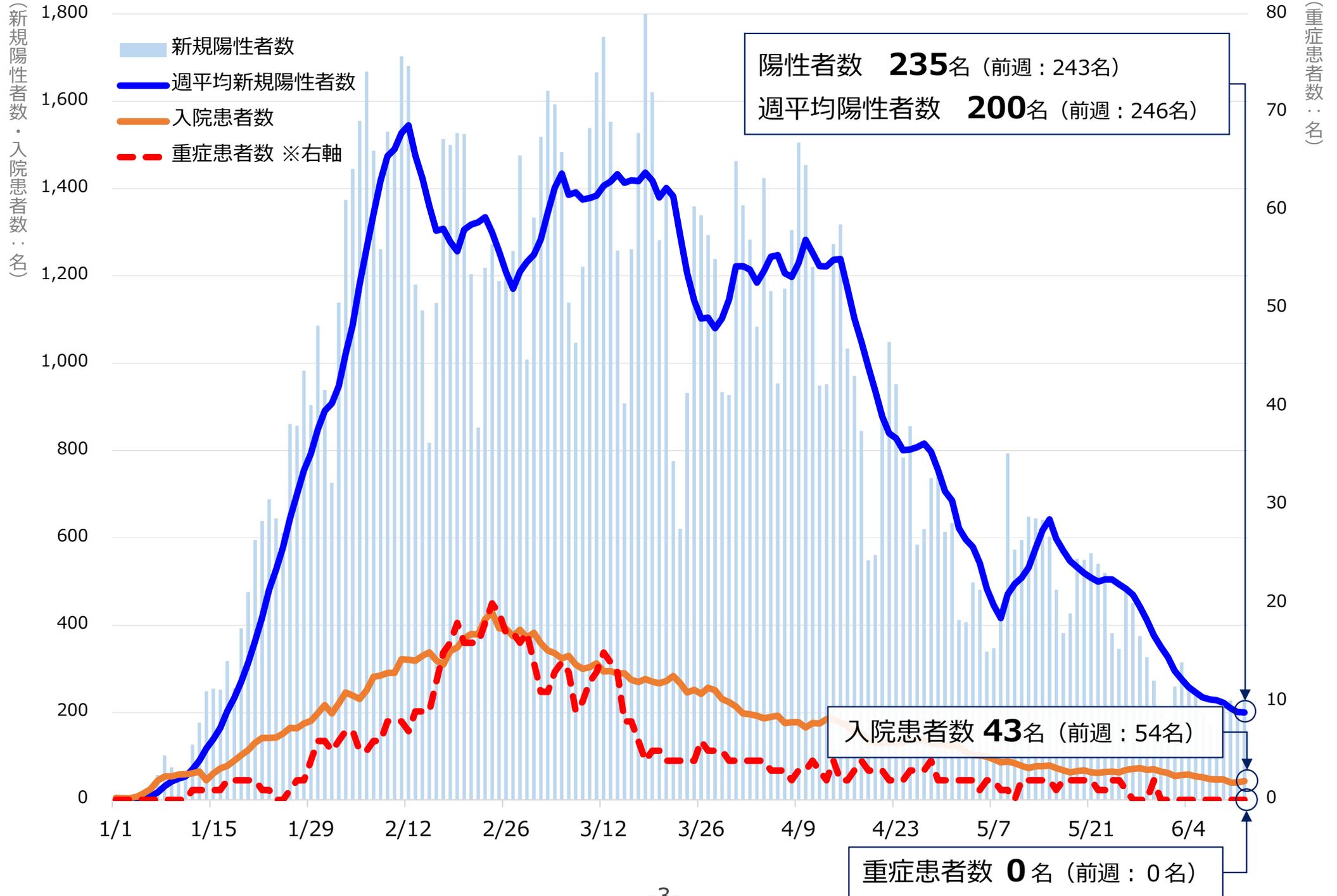
○新型コロナウイルス感染症について

令和4年6月14日  
保健医療部

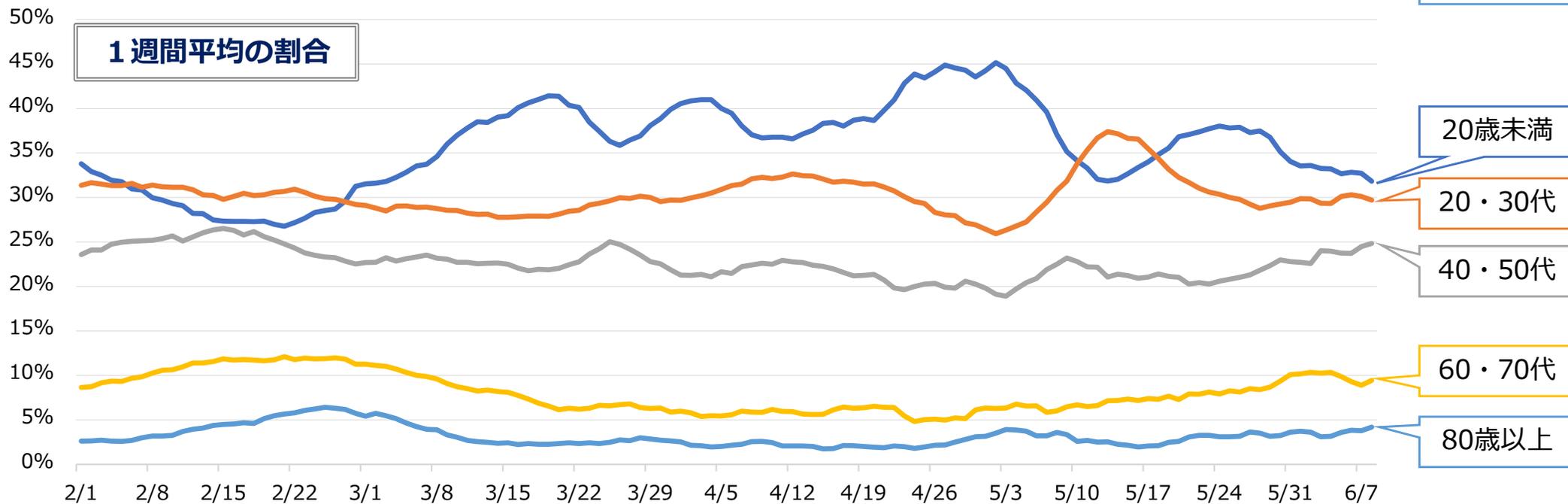
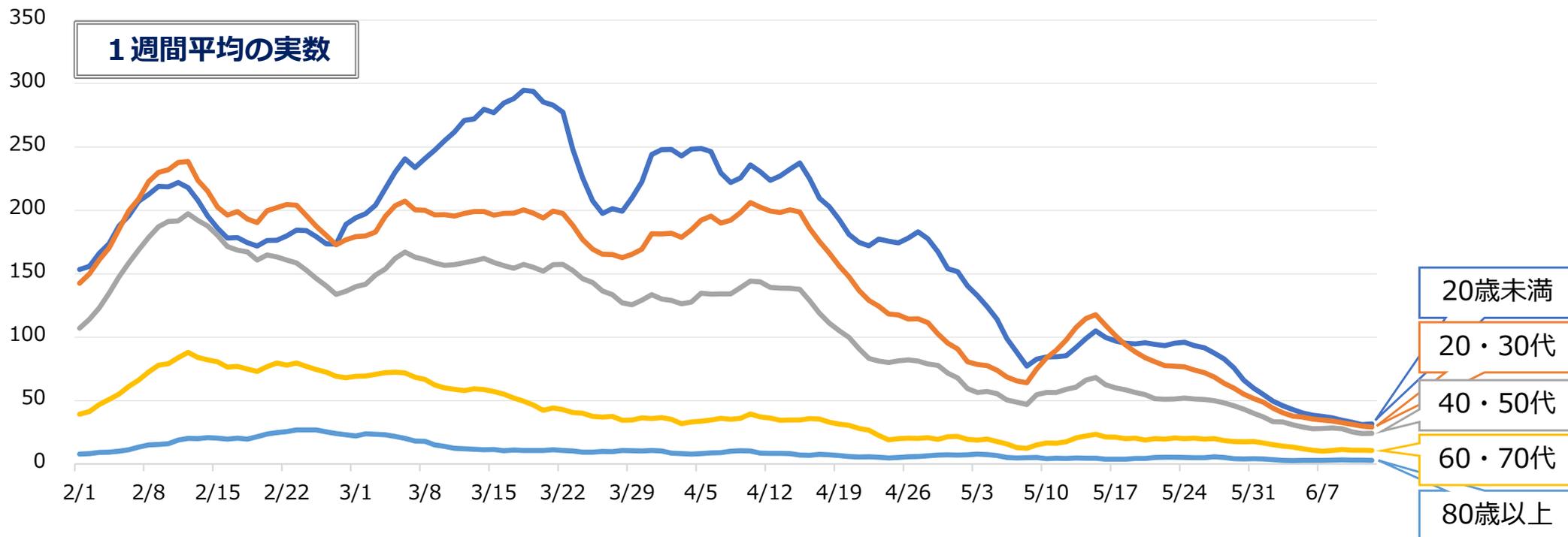
# 月別の新規陽性者数の推移 (6/12まで)



# 県内の新規陽性者数・入院患者数の推移 (1/1~6/12)

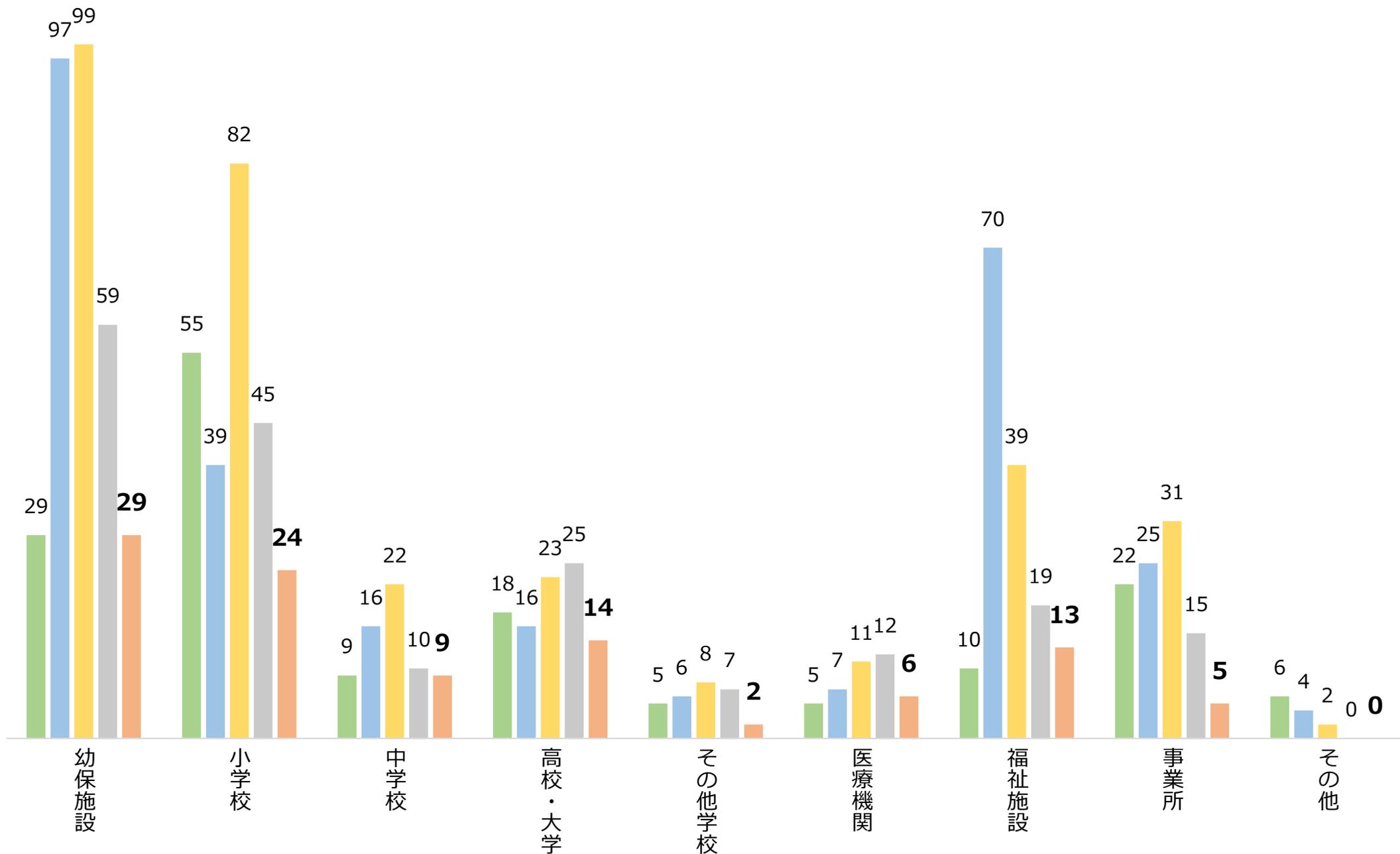


# 年代別の新規陽性者数の推移 (2/1~6/12、20歳刻み)



# 集団感染事例の発生件数 (1/1~5/31)

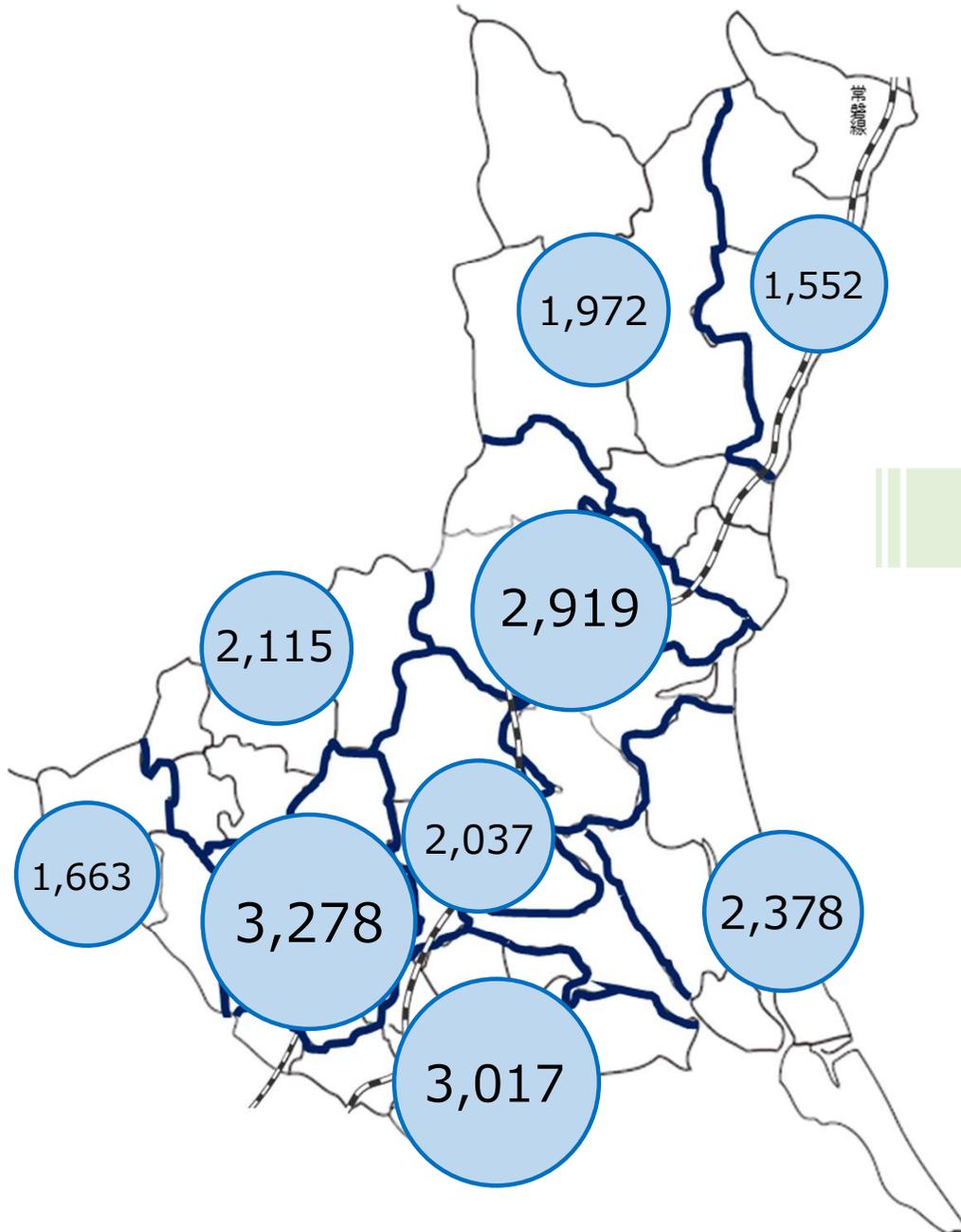
■ 1月(n=159) ■ 2月(n=280) ■ 3月(n=317) ■ 4月(n=192) ■ 5月(n=102)



# 保健所別の新規陽性者数 (直近2か月比較、陽性者所在地・公表日ベース)

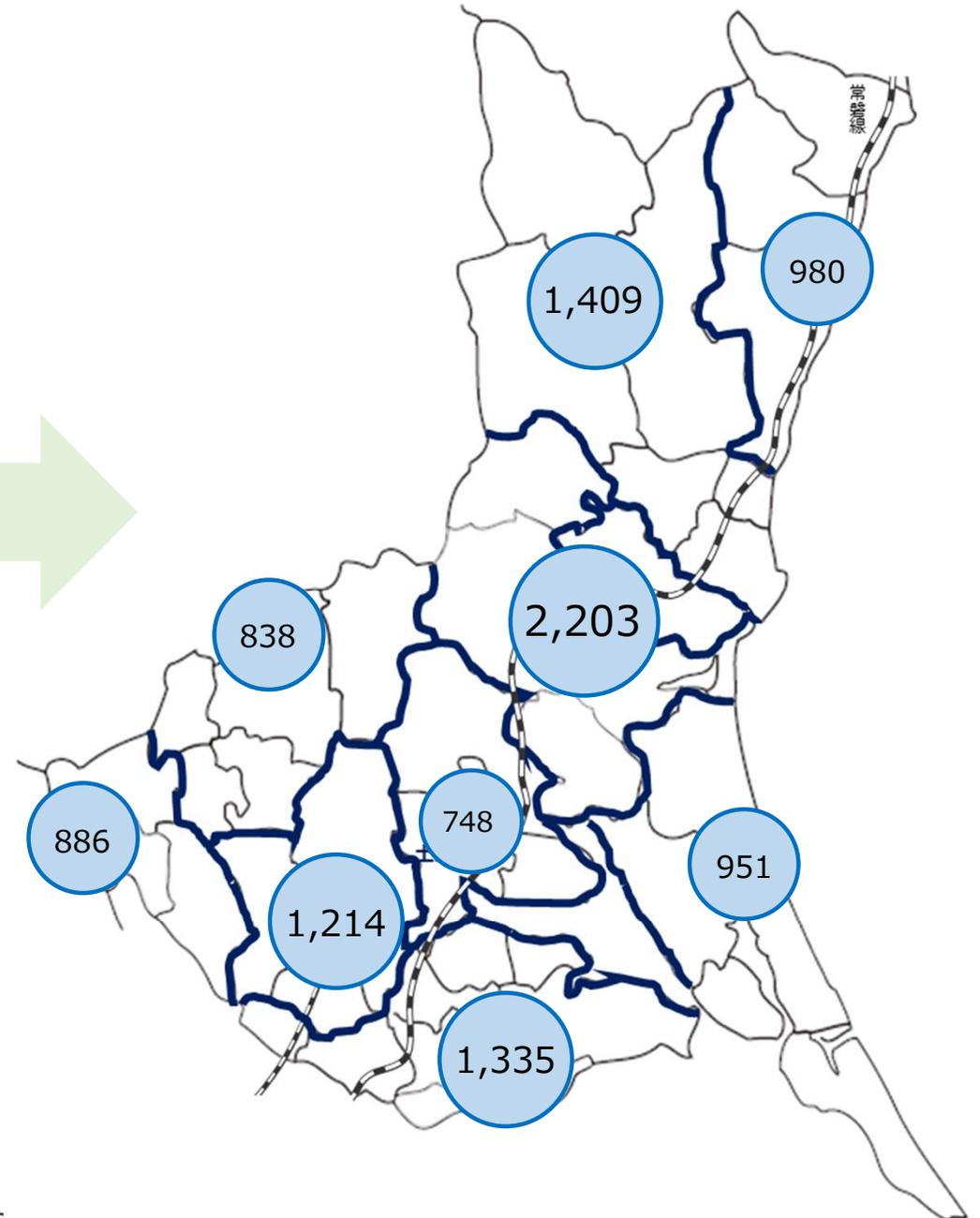
4/14～5/13 (30日間)

新規陽性者数：20,931名 (県外居住者除く)



5/14～6/12 (30日間)

新規陽性者数：10,564名 (県外居住者除く)



# 保健所機能の維持・強化

## 課題

感染状況悪化に対応するため、職員の過重勤務を抑えつつ、保健所機能を維持・強化する必要がある。

- ・ 応援体制に必要な人員の確保
- ・ 負担が大きかった業務の軽減

## 負担軽減の内容

### 1 人的支援

第5波での取組みを強化し対応（第7波を見据えた更なる外部委託の活用）

⇒191名：第6波の派遣のピーク（2/10）

【内訳】県職員：137名

退職した保健師等の配置：16名

人材派遣会社を通じた看護師派遣：12名

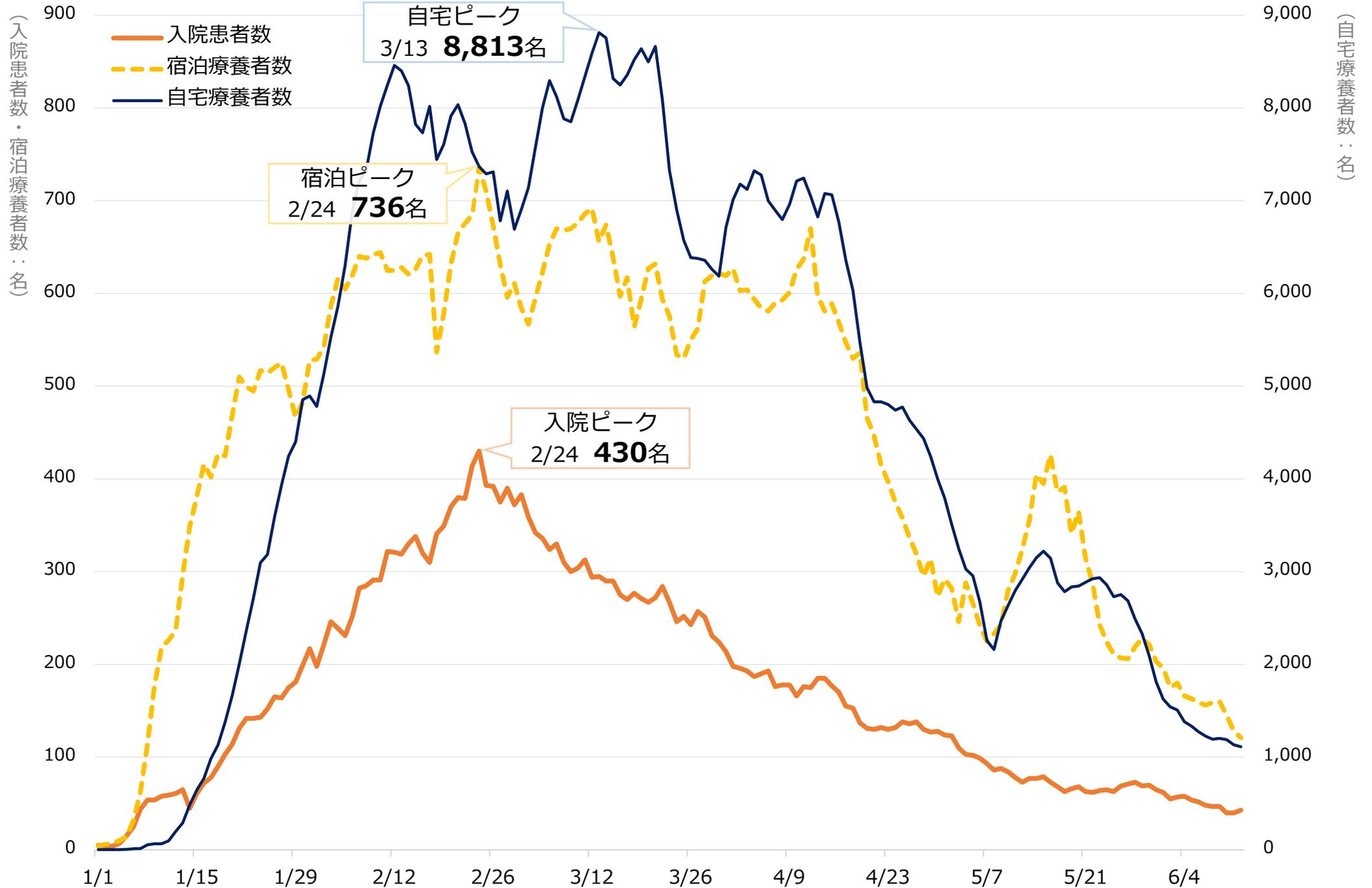
市町村への保健師等の応援要請：16名

薬剤師会からの薬剤師の応援：10名

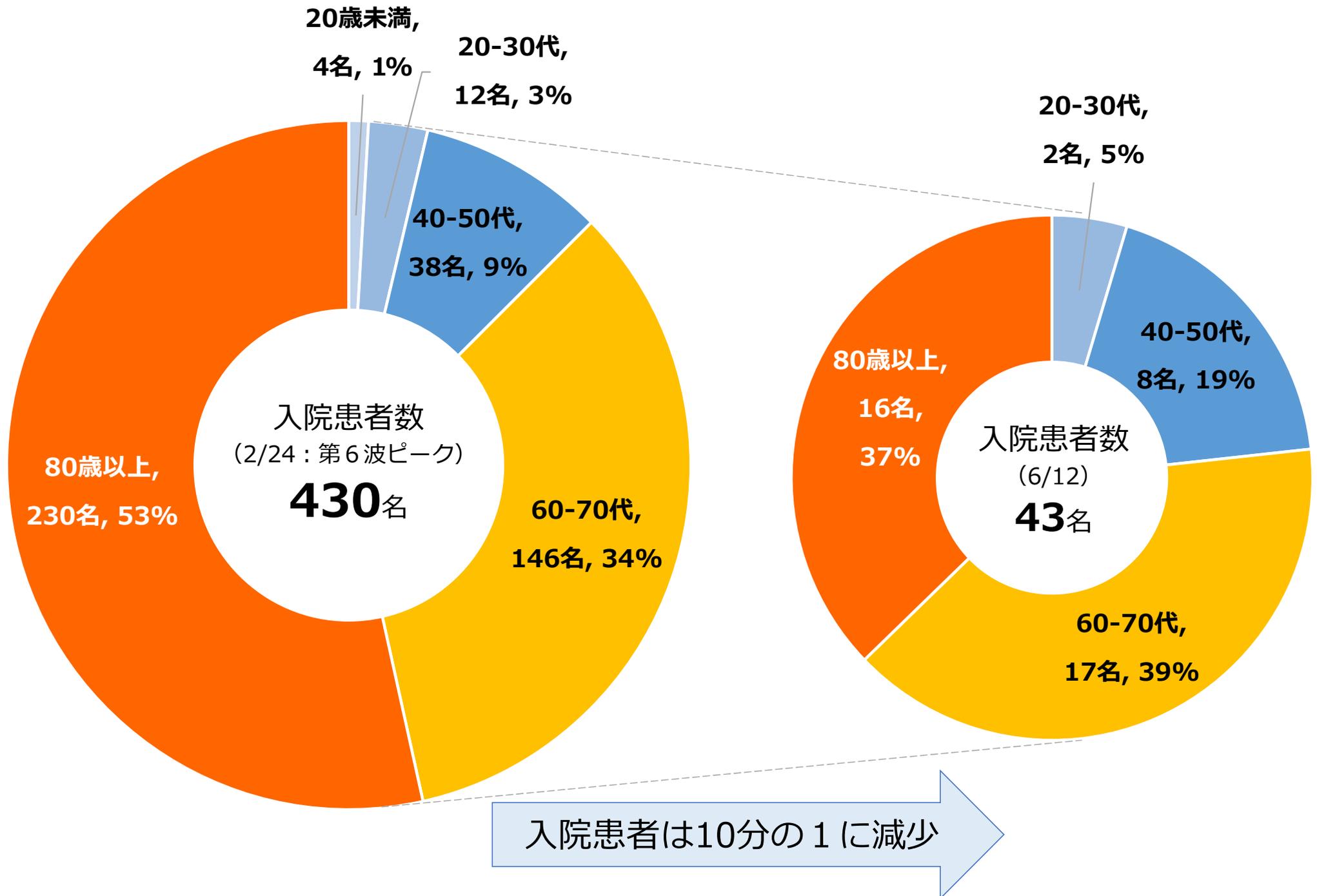
### 2 保健所業務の負担軽減

- ①音声自動システムの導入（電話オペレーターの配置）
- ②本庁に自宅療養者の夜間緊急電話相談及び受診調整業務の集約
- ③就業制限通知・就業制限解除通知の廃止、「療養証明書」発行業務のオンライン化
- ④自宅療養者支援事業（食料支援）の受付業務の集約

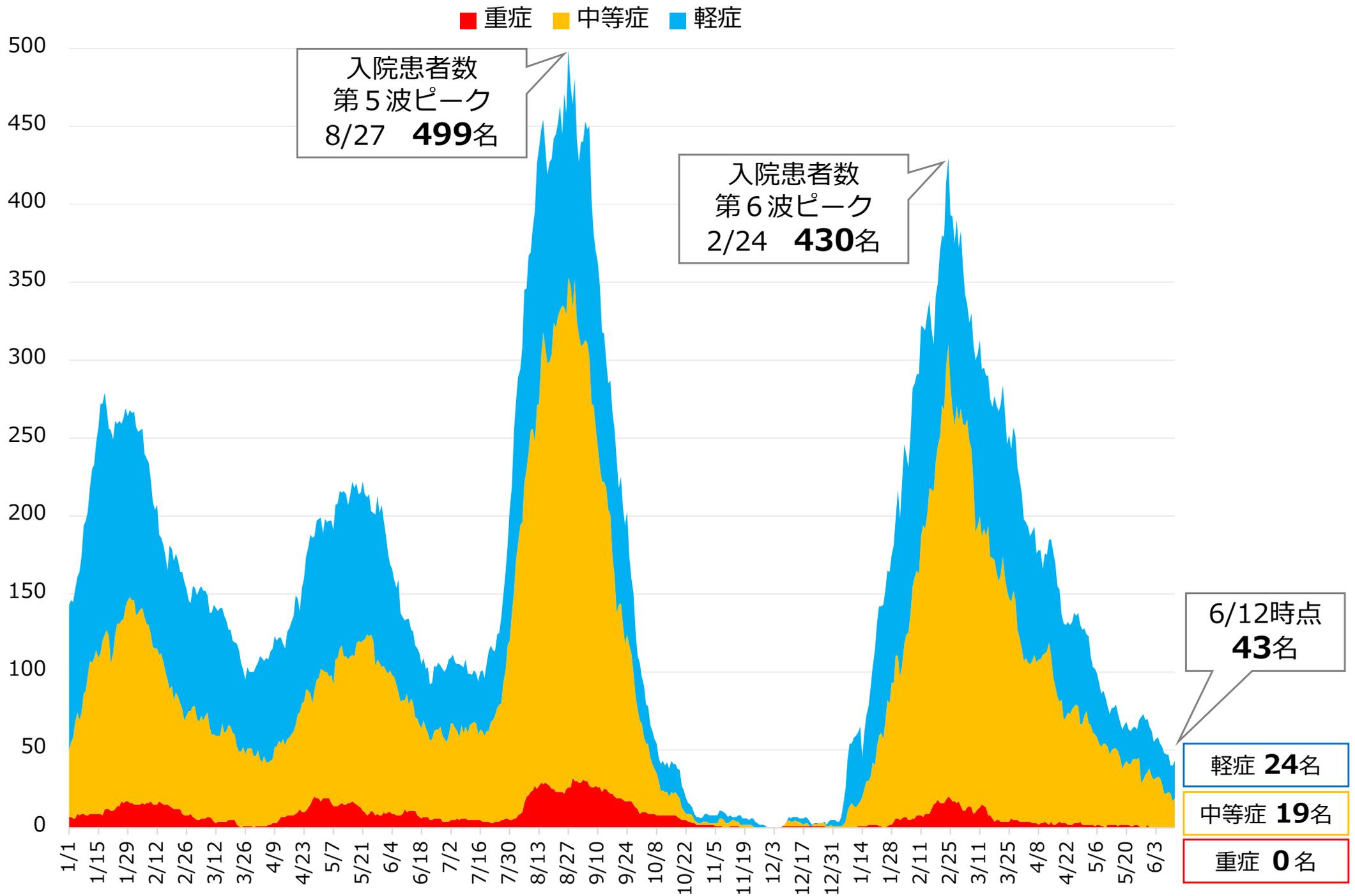
# 新型コロナウイルス感染症患者の療養内訳の推移



# 入院患者の年代別割合等の推移



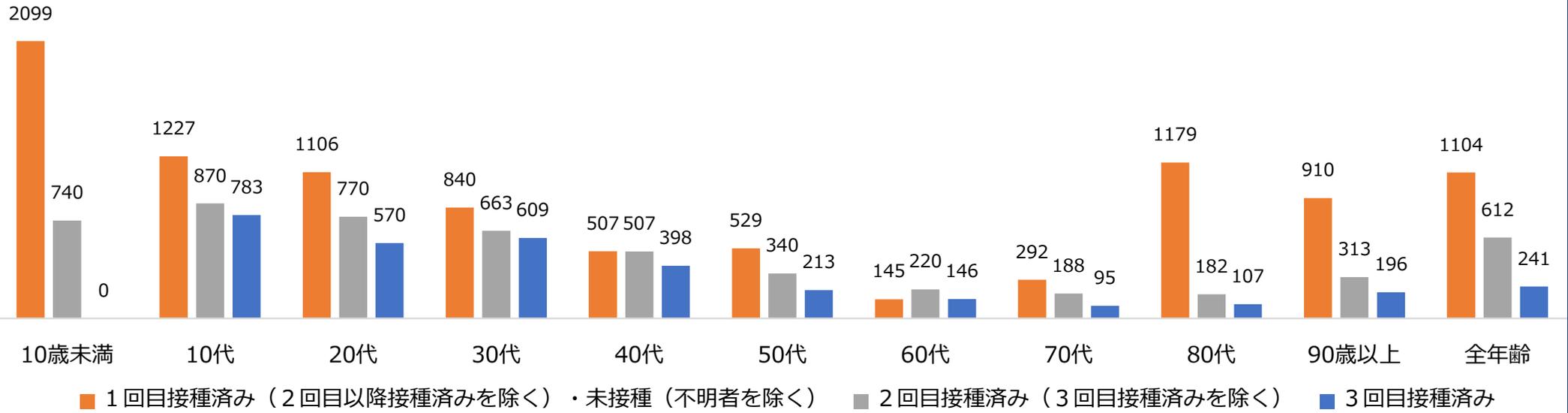
# 症度別の入院患者数 (6/12時点)



# ワクチン接種歴別の新規陽性者数・中等症以上患者数 (5/1～5/31陽性公表分)

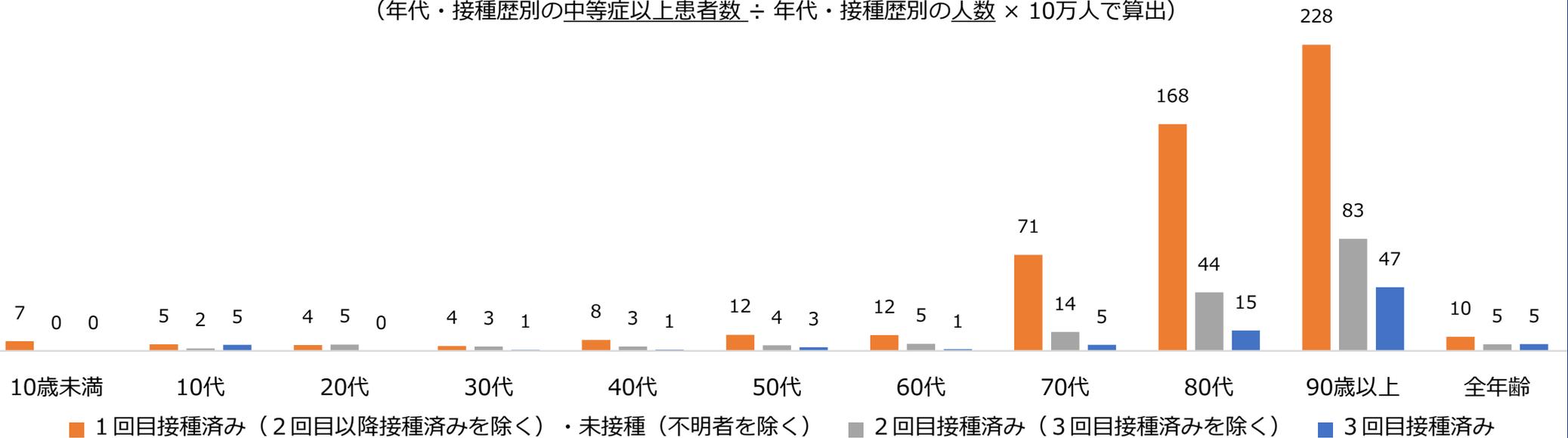
## ワクチン接種歴別の新規陽性者数 (単位：人)

(年代・接種歴別の新規陽性者数 ÷ 年代・接種歴別の人数 × 10万人で算出)



## ワクチン接種歴別の中等症以上患者数 (単位：人)

(年代・接種歴別の中等症以上患者数 ÷ 年代・接種歴別の人数 × 10万人で算出)



# 新型コロナウイルスワクチン接種

## ワクチン接種状況（2022.6.9現在）

全人口	3回目
約291万人	1,855,980 (63.8%)

参考：初回接種の状況

1回目	2回目
2,470,476 (85.0%)	2,432,777 (83.7%)

## 予防接種法 政省令等の改正内容（令和4年5月25日施行）

### （1）3回目接種の接種間隔を1か月短縮（ファイザー社・武田/モデルナ社ワクチン）

- ・ 2回目接種から「6か月以上」を「5か月以上」に短縮

### （2）4回目接種の実施

- ◇ **目的** 重症化予防
- ◇ **対象者** 3回目接種から5か月以上が経過した
  - ①60歳以上の方
  - ②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方 その他重症化リスクが高いと医師が認める方
- ◇ **ワクチンの種類** 1～3回目に接種したワクチンに関わらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用

### （3）武田社ワクチン（ノババックス）の追加

- ◇ **特徴** ファイザー社・武田/モデルナ社のワクチンにアレルギーがある方も接種が可能
- ◇ **対象者** 18歳以上の方のうち、1・2回目接種の方または3回目接種の方
- ◇ **接種間隔等** 2回目：1回目から3週間以上、3回目：2回目接種から6か月以上・交接種可

# 大規模接種会場における追加接種等の実施

## 1 追加接種（3回目・4回目）の実施

- ◇ 本年2月に開設した大規模接種会場では、市町村の新型コロナワクチンの追加接種（3回目及び4回目接種）を補完し、より多くの県民が速やかに接種を受けられるよう支援
- ◇ 4回目接種については、全5会場において6月1日から接種を開始

### <追加接種の体制>

会場	県庁福利厚生棟 (水戸)	牛久運動公園武道館 (牛久)	産業技術総合研究所 (つくば)	古河市生涯学習センター (古河)	鹿島セントラルホテル (神栖)
接種者数 (1日あたり)	約1,000人	約1,000人	約1,000人	約750人	約750人
※各会場3回目接種と4回目接種を合わせた接種者数					
接種時間	週3日(水・金・土) 10:00~20:00				
使用ワクチン	武田/モデルナ社製				

## 2 武田社ワクチン（ノババックス）の接種実施

- ◇ 大規模接種会場において、6月・7月に8日間、3,800回分の接種枠を用意
- ◇ 6月4日に水戸、牛久、つくばの3会場において先行して接種を開始
  - ・初回接種（1・2回目） **接種枠**：各会場50名（合計150名） **接種実績**：137名
  - ・追加接種（3回目のみ） **接種枠**：各会場50名（合計150名） **接種実績**：139名
- ◇ 6月22日から、全5会場において接種を実施
  - ※各会場、初回接種（1・2回目）、初回接種（2回目のみ 交互接種）、追加接種（3回目のみ）の3パターンを実施していく

令和 4 年第 2 回定例会

保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 犬の殺処分ゼロの維持について . . . . . 2

令和 4 年 6 月 1 4 日

保 健 医 療 部

## 犬の殺処分ゼロの維持について

### 1 本県の現状

県動物指導センターでは、動物愛護の普及啓発や犬猫の保護、引取り、収容後の返還や譲渡に努めている。

本県（水戸市を含む。）では、令和元年度には、譲渡適性があると判断した犬猫（下表②）の殺処分頭数ゼロを達成し、さらに、令和3年度には、犬の「譲渡することが適切でない」区分（下表①）についても処分頭数ゼロを達成した。

#### ○ 茨城県<sup>(注1)</sup>における犬猫の殺処分頭数の推移

環境省の殺処分分類	殺処分頭数					
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
犬	① 譲渡することが適切でない <sup>(注2)</sup>	<sup>(注3)</sup> -	155	75	2	0
	② ①以外の殺処分	-	18	0	0	0
	③ 収容中の死亡	-	62	69	38	37
	合計	338	235	144	40	37
	全国ワースト順位	7位	10位	13位	26位	集計中
猫	① 譲渡することが適切でない	-	11	75	21	<sup>(注4)</sup> 1
	② ①以外の殺処分	-	0	0	0	0
	③ 収容中の死亡	-	200	349	337	200
	合計	375	211	424	358	201
	全国ワースト順位	32位	41位	28位	26位	集計中

<sup>(注1)</sup> 茨城県：県動物指導センター及び水戸市動物愛護センター

<sup>(注2)</sup> 「譲渡候補犬の選定に関するガイドライン（令和元年茨城県制定）」を踏まえ、不治の病気や攻撃性がある等の理由により譲渡することが適切でないと判断。

<sup>(注3)</sup> 区分していない。

<sup>(注4)</sup> R3猫については、水戸市動物愛護センターでの重度の負傷による安楽死1頭。

### 2 「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」に基づく施策の展開

「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」（平成28年12月制定）の趣旨に基づき、関係団体及び市町村等と連携を深めながら、さらなる施策展開を図り、殺処分ゼロを維持継続していく。

(1) 犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業

県民意識の醸成、地域猫活動への支援、適正飼養指導員の設置 等

(2) 譲渡犬猫サポート事業

譲渡する犬猫の飼養管理費補助、不妊去勢手術の実施 等

### 3 収容頭数や殺処分頭数の減少を図る取組の概要

「茨城県動物愛護管理推進計画（第4期）」に基づき、犬猫の収容頭数や殺処分頭数の削減に向けた様々な取組を推進していく。

(1) 殺処分「ゼロ」に向けた取り組み

動物愛護団体等との連携、収容した犬猫の譲渡推進、猫の適正飼養の推進 等

(2) 動物愛護の普及啓発

県民への動物愛護意識啓発、適正飼養の普及啓発 等

(3) 動物愛護を担う人づくり

動物愛護推進員の育成、民間団体の育成と強化、動物取扱業の適正化 等

# 令和 4 年第 2 回定例会 保健福祉医療委員会資料

## 〔付託案件〕

- 報告第 4 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について・・・ 2

## 〔県出資法人 事業実績・事業計画の概要〕

- 公益財団法人 茨城県看護教育財団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 公益財団法人 いばらき腎臓財団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

令和 4 年 6 月 1 4 日  
保 健 医 療 部

## 提出議案（条例は除く）の概要

保健医療部 保健政策課

議案の名称	和解について								
<p>1 現況・課題 必要性・ねらい</p>	<p>令和2年11月に実施した令和3年度県立医療大学学校推薦型選抜試験において、受験生3名について、合格基準に達していたにもかかわらず、採点の誤りにより不合格とし、損害を与えた。不合格となったことにより、相手方に本来負担する必要がなかった費用・慰謝料を賠償する。</p> <p>※主な賠償内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本来負担する必要がなかった費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他大学の入学検定料</li> <li>・ 他大学受験時の交通費</li> <li>・ 転居に要した経費</li> <li>・ 他大学への入学に要した経費と医療大学の入学に要する経費との差額（入学金、授業料等）等</li> </ul> </li> <li>○ 慰謝料</li> </ul>								
<p>2 内 容</p>	<p>(1) 和解の相手方 受験生3名</p> <p>(2) 和解の内容 令和3年度県立医療大学学校推薦型選抜試験における採点誤りに伴い生じた損害を賠償する。</p> <p>(3) 賠償額</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>① 受験生 A</td> <td style="text-align: right;">777,262 円</td> </tr> <tr> <td>② 受験生 B</td> <td style="text-align: right;">1,891,749 円</td> </tr> <tr> <td>③ 受験生 C</td> <td style="text-align: right;">2,002,591 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">4,671,602 円</td> </tr> </table> <p>※相手方が住所・氏名を公表しないことを望んでいるため、匿名とする。</p> <p>(4) 和解日 令和4年3月30日（専決処分により対応）</p> <p>&lt;専決処分の理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験生及びその保護者とのやりとり、賠償の考え方の整理等に時間を要し、令和4年第1回定例会への議案の提出に間に合わなかったこと。</li> <li>・ 受験生・その保護者との協議（令和4年3月25日協議成立）が整ったので、できる限り早期に賠償を行う必要があると思料されたこと。</li> </ul>	① 受験生 A	777,262 円	② 受験生 B	1,891,749 円	③ 受験生 C	2,002,591 円	計	4,671,602 円
① 受験生 A	777,262 円								
② 受験生 B	1,891,749 円								
③ 受験生 C	2,002,591 円								
計	4,671,602 円								
<p>3 参考事項</p>									

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

所管部局課：保健医療部医療局医療人材課

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人 茨城県看護教育財団				
② 所在地	結城市大字結城1211番地7				
③ 設立年月日	平成3年6月11日 (平成25年4月1日(公益財団法人に移行))				
④ 代表者名	理事長 結城市長 小林 栄				
⑤ 基本財産	1,000,000千円				
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第44条				
⑦ 設立目的・経緯	地域医療のために必要な看護職員の養成確保と資質の向上を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。				
⑧ 組織	役職員数	理事 9人	監事 2人	評議員 9人	常勤職員 14人 嘱託 2人 臨時職員 2人
	組織機構(課所単位まで) 茨城県看護教育財団 — 評議員 — 理事・監事 — 事務局員 └ 茨城県結城看護専門学校 — 校長 — 教頭 — 教務主任 — 教員・事務職員				
⑨ 出資状況	(上位5団体、出資者名、金額、割合) 茨城県 : 750,000千円(75%) 結城市 : 230,000千円(23%) 筑西広域市町村圏事務組合 : 20,000千円(2%)				
⑩ 資産状況 (令和4年3月末現在)	(単位:千円)				
		金額		摘要	
	流動資産	83,355			
	固定資産	1,437,920			
	資産合計	1,521,275			
	流動負債	8,166			
	固定負債	0			
	負債合計	8,166			
正味財産	1,513,109				

## 2 令和3年度事業実績

### ①事業内容

#### ア 看護師の養成（茨城県結城看護専門学校の運営）

1年生41名、2年生42名、3年生42名（総計125名）に対し看護理論、看護技術等の専門教育を実施した。

令和4年3月に42名（第27回生）が卒業し41名が就職した（うち県内就職者38名、うち県西地域34名）。

#### イ 看護職員の研修

令和3年11月20日（土）に、「地域に必要な看護職員を地域で育てる」をテーマに研修会を実施し、県西地域の看護職員及び看護教育関係者計211名が参加した。

#### ウ 運営改善アクションプランの実施

入学者40名の維持、卒業生の県内就業率80%維持等の数値目標を達成した。また、県・地元自治体・関係医療機関等により構成する運営委員会を開催し、財団運営に係る課題等について検討するとともに、令和4年度以降のアクションプランを策定した。

### ②収支状況

（単位：千円）

	金額	摘要
基本財産運用益	10,430	
受取補助金等	38,676	
事業収益	63,407	
その他の収入	845	
経常収益計①	113,358	
事業費	119,054	
管理費	1,412	
経常費用計②	120,466	
当期経常増減額③ (①-②)	△7,108	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	△7,108	
正味財産期首残高⑨	1,527,622	
当期指定正味財産増減額 ⑩	△7,405	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	1,513,109	

### ③補助金等の受入状況

（単位：千円）

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	31,271	看護師養成所運営費補助金等
委託金	0	
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

### 3 令和4年度事業計画

#### ①事業内容

ア 看護師の養成（茨城県結城看護専門学校の運営）

県内及び県西地域の看護師確保を図るため、看護師の養成事業を実施する。

イ 看護職員の研修

就業看護職員の資質の向上を図るため、看護職員及び看護教育関係者等に対し研修を実施する。

ウ 運営改善アクションプランの実施

財団運営の自立化・安定化を図るため、運営改善アクションプラン（令和4年度から令和8年度）に基づく目標達成に向けた取組を実施する。

#### ②収支計画

（単位：千円）

	金額	摘要
基本財産運用益	10,430	
受取補助金等	33,350	
事業収益	75,252	
その他の収入	746	
経常収益計①	119,778	
事業費	137,635	
管理費	1,804	
経常費用計②	139,439	
当期経常増減額③ (①-②)	△19,661	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	△19,661	
正味財産期首残高⑨	1,443,490	
当期指定正味財産増減額 ⑩	△14,465	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	1,409,364	

#### ③補助金等の受入予定

（単位：千円）

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	18,885	看護師養成所運営費補助金
委託金	0	
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人いばらき腎臓財団		
② 所在地	つくば市天久保2丁目1番地1 筑波大学附属病院内		
③ 設立年月日	平成元年12月14日		
④ 代表者名	理事長 山縣 邦弘		
⑤ 基本財産	417,825千円		
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条		
⑦ 設立目的・経緯	臓器移植を普及促進するとともに、慢性腎臓病予防の総合的な対策を図り、もって県民の健康、福祉の向上に寄与すること。		
⑧ 組織	役職員数	理事 10人	監事 2人 常勤職員 1人 臨時職員 3人
	組織機構 評議員会（評議員7名） 理事会（理事10名） ・理事長（1名）—副理事長（1名）—理事（8名うち常勤理事1名） 監事（2名） —事務局		
⑨ 出資状況	茨城県（民間出資分181,288千円を含む。）	281,288千円	67.3%
	市町村	100,000千円	23.9%
	茨城県腎臓病患者連絡協議会	10,000千円	2.4%
	その他	26,537千円	6.4%
⑩ 資産状況 (令和4年3月末現在)	(単位：千円)		
	区分	金額	摘要
	流動資産	8,022	
	固定資産	419,310	
	資産合計	427,332	
	流動負債	298	
	固定負債	1,296	
	負債合計	1,594	
	正味財産	425,738	

## 2 令和3年度事業実績

### ① 事業内容

#### ア 臓器移植の推進に関する事業

##### (ア) 臓器移植普及啓発事業

- ・いのちの学習会を受講した児童生徒を介し、その保護者約2,600人に資料を配布。

##### (イ) 臓器提供者家族への支援

- ・臨床心理士等を対象としたドナー家族支援員研修会を実施。

##### (ウ) 臓器移植の推進

- ・茨城県と連携した臓器提供施設等担当者研修会の実施。

##### (エ) いのちの学習会の実施

- ・県内高等学校等へ講師派遣またはオンライン方式により、いのちの大切さや臓器移植について、児童・生徒等2,597人に伝えた。

(実施校等)

区 分	実施個所	受講者数
小学校	神栖市立柳川小学校ほか6	742人
中学校	那珂市立第二中学校ほか5	564人
中等教育学校	古河中等教育学校ほか2	167人
高等学校	日立第一高等学校ほか8	1,124人

##### (オ) 組織適合検査費用の助成

- ・筑波大学附属病院等3病院30名へ組織適合検査費用を助成 (@15,000円/人)

#### イ 慢性腎臓病予防に関する事業

##### (ア) 慢性腎臓病予防の推進

- ・企業、団体における慢性腎臓病予防の出前講座はコロナ禍のため中止。

##### (イ) 各地域健康イベントの後援、協賛

- ・コロナ禍のためイベントの後援はなし。つくば市健康マイレージ事業へ協賛。

##### (ウ) 研究助成と褒賞

- ・茨城人工透析談話会の学術発表において優れた5件に褒賞(理事長賞)授与。

#### ウ その他

##### (ア) 広報紙の発行

- ・2021年10月「臓器提供・移植特集号」10,000部
- ・2022年3月「腎移植特集号」5,000部

##### (イ) 検尿手帳の作成(520部)

##### (ウ) スマートフォン対応ホームページの作成

## ② 収支状況

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
基本財産運用益	4,284	
会費収入益	4,730	
寄付金収入益	2,952	
事業収入益	0	
助成金収入益	160	
その他の収入	0	
経常収益計①	12,126	
事業費	8,454	
管理費	3,664	
経常費用計②	12,118	
当期経常増減額③ (①-②)	8	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	8	
正味財産期首残高⑨	425,730	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	425,738	

## ③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
出 資 金	0	
補 助 金	160	(公社) 日本臓器移植ネットワーク
委 託 金	0	
貸 付 金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

### 3 令和4年度事業計画

#### ① 事業内容

##### ア 臓器移植の推進に関する事業

###### (ア) 臓器移植普及啓発

- ・ 青少年等を対象とした普及啓発ツールの作成・配布
- ・ 医療従事者を対象とした移植医療普及啓発ツール作成
- ・ 子どもを通じ保護者世代への普及啓発とコンテンツの作成・配布
- ・ 臓器移植推進月間における医療従事者への普及啓発ツールの配布
- ・ ホームページによる移植に関する情報や活動、イベントの発信
- ・ 筑波大学や茨城県腎臓病患者連絡協議会と連携したPR
- ・ 出前講演会の実施

###### (イ) 臓器移植提供者家族への支援

- ・ 要請があるドナー家族への支援員派遣
- ・ 臨床心理士等を対象としたドナー家族支援員研修会の開催

###### (ウ) 臓器移植推進

- ・ 茨城県主催院内コーディネーター研修会共催

###### (エ) 茨城県の未来を担う子供たちへのいのちの学習会

- ・ 県内小・中・高校への講師派遣

###### (オ) 組織適合検査費用の助成

###### (カ) 献腎遺族への香料支給

###### (キ) 研究助成

###### (ク) 褒賞

##### イ 慢性腎臓病予防に関する事業

###### (ア) 慢性腎臓病予防の推進

- ・ 企業及び団体を対象とした慢性腎臓病予防の出前講演会

###### (イ) 各地域健康イベントの後援、協賛及び市民公開講座開催

###### (ウ) 研究助成

###### (エ) 褒賞

##### ウ その他

###### (ア) 広報紙の発行

## ② 収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
基本財産運用益	4,157	
会費収入益	4,730	
寄付金収入益	1,970	
助成金収入益	500	
募金収入益	550	
雑収入益	0	
経常収益計①	11,907	
事業費	8,802	
管理費	3,775	
経常費用計②	12,577	
当期経常増減額③ (①-②)	△670	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	△670	
正味財産期首残高⑨	425,704	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	425,034	

## ③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
出 資 金	0	
補 助 金	500	(公社)日本臓器移植ネットワーク
委 託 金	0	
貸 付 金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

令和 4 年第 2 回定例会  
保健福祉医療委員会資料  
県出資団体等改革工程表

1	公益財団法人 茨城県看護教育財団	・ ・ ・ ・ ・	2
2	茨城県立医療大学付属病院特別会計	・ ・ ・ ・ ・	6

令和 4 年 6 月 1 4 日  
保 健 医 療 部

改革工程表2(年度別実行計画)

団体(会計)名及び部局・課名	公益財団法人 茨城県看護教育財団	保健医療部医療局医療人材課
改革遂行責任者	理事長 小林 栄	保健医療部長、医療人材課長、総務部長、出資団体指導監

改革方針	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<b>【1 財団のあり方の検討】</b> ○アクションプランに基づく運営改善  ○アクションプランの評価検証と新プランの策定(令和4~8年度)  ○公益的事業の実施	アクションプラン(5カ年計画)の実施(H29~R3年度)			
				・現行アクションプランの評価 ・新アクションプランの策定
	地域看護職員向けの研修の実施(70名以上の参加)			
	[72名参加]	[109名参加]	[新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし]	[211名参加]
<b>【2 学生定員の確保】</b> ○学生募集活動の強化 ・学校訪問の強化 ・市広報紙の活用強化、ホームページ充実、オープンキャンパスの充実等積極的なPR ・校章の活用、ポスター、パンフレットの改善など学校イメージアップの取組 ・インターネットを活用(インドアビュー)した学校紹介	アクションプランに基づく入学定員の安定的確保策強化(H29~R3年度)			
	[41名入学/40名定員]	[41名入学/40名定員]	[41名入学/40名定員]	[41名入学/40名定員]
<b>【3 財政状況の安定、自主財源比率の向上】</b>  ○安定的な収入の確保 ・自主財源比率((経常収益計-受取補助金等振替額-(補助金収益計-高等教育の修学支援新制度授業料減免交付金))/(経常収益計-受取補助金等振替額)の維持 ・事業の効率化による需用費の縮減	自主財源比率75%を維持			
	[自主財源比率 80.9%]	[自主財源比率 80.7%]	[自主財源比率79.7%]	[自主財源比率81.3%]
	需用費の抑制(平成28年度実績以下)			
	[H30年度実績: 11,041千円] <H28年度実績: 7,393千円> [H28年度比49.3%増]	[R1年度実績: 6,030千円] <H28年度実績: 7,393千円> [H28年度比18.4%減]	[R2年度実績: 7,213千円] <H28年度実績: 7,393千円> [H28年度比2.4%減]	[R3年度実績: 6,505千円] <H28年度実績: 7,393千円> [H28年度比12.0%減]
<b>【4 看護教員の確保】</b> ○専任教員の確保 ・きめの細かい教育の実現  ○資質の高い看護師の養成 ・看護師国家試験合格率(新卒者)	財団採用の専任教員1名以上の確保と維持			
	[専任教員1名確保(累計)]	[専任教員2名確保(累計)]	[専任教員2名確保(累計)]	[専任教員2名確保(累計)]
	当該年度の県平均以上を維持			
	[合格率97.1%(県平均93.4%)]	[合格率97.4%(県平均92.7%)]	[合格率100%(県平均94.8%)]	[合格率100%(県平均95.5%)]

改革方針	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【5 施設設備の老朽化対策】 施設設備の適切な管理と計画的な修繕の実施	施設設備の点検と計画的な修繕			
	[高圧受電設備改修工事]	[防火設備改修工事] [衛生設備改修工事]	[図書室改修工事] [給湯設備改修工事] [校内通信環境整備工事] [学生ホール空調設備工事]	[給湯設備改修工事] [学生ホール空調整備工事] [学生ホール遮光工事] [多目的室空調整備工事]
【6 進行管理の公表】 県議会への報告とホームページによる公表	毎年度の進行管理の結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表			
	[H30.6月 県議会報告] [H30.6月 ホームページ公表]	[R1.6月 県議会報告] [R1.6月 ホームページ公表]	[R2.6月 県議会報告] [R2.6月 ホームページ公表]	[R3.6月 県議会報告] [R3.6月 ホームページ公表]

※注 ◆-- [ ] は対応時期(◆)が明確な事項を表示

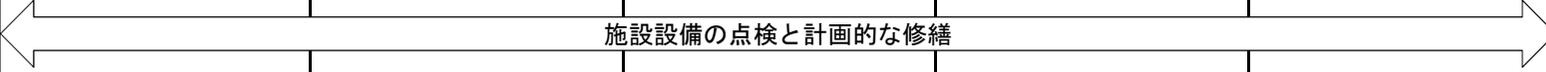
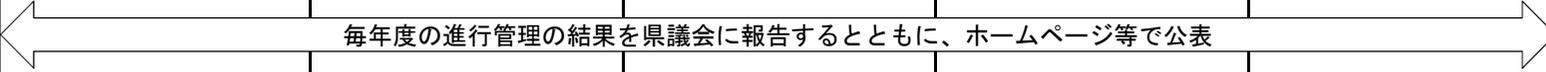
⇔ は改革期間及び推進事項を表示

[ ] は目標達成状況を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

団体(会計)名及び 部局・課名	公益財団法人 茨城県看護教育財団	保健医療部医療局医療人材課
改革遂行責任者	理事長 小林 栄	保健医療部長、医療人材課長、総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>【1 財団のあり方の検討】</b> ○アクションプランに基づく運営改善  ○アクションプランの評価検証と新プランの策定  ○公益的事業の実施	アクションプラン(5カ年計画)の実施(R4~8年度)				
					・現行アクションプランの評
	地域看護職員向けの研修の実施(70名以上の参加)				
<b>【2 学生定員の確保】</b> ○学生募集活動の強化 ・学校訪問の強化 ・市広報紙の活用強化、ホームページ充実、オープンキャンパスの充実等積極的なPR ・校章の活用、ポスター、パンフレットの改善など学校イメージアップの取組 ・インターネットを活用した学校紹介	アクションプランに基づく入学定員の安定的確保策強化(R4~8年度)				
<b>【3 財政状況の安定、自主財源比率の向上】</b>  ○安定的な収入の確保 ・自主財源比率((経常収益計-受取補助金等振替額-(補助金収益計-高等教育の修学支援新制度授業料減免交付金))/(経常収益計-受取補助金等振替額))の維持 ・事業の効率化による需用費の縮減	自主財源比率75%を維持				
	需用費の抑制(令和3年度実績以下)				
<b>【4 看護教員の確保】</b> ○専任教員の確保 ・きめの細かい教育の実現  ○質の高い看護師の養成 ・看護師国家試験合格率(新卒者)	財団採用の専任教員1名以上の確保と維持				
	当該年度の県平均以上を維持				

改革方針	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>【5 施設設備の老朽化対策】</b> 施設設備の適切な管理と計画的な修繕の実施	 施設設備の点検と計画的な修繕				
<b>【6 進行管理の公表】</b> 県議会への報告とホームページによる公表	 毎年度の進行管理の結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表				

※注  は対応時期(◆)が明確な事項を表示、  
 は改革期間及び推進事項を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

団体(会計)名及び部局・課名	医療大学付属病院特別会計	保健医療部保健政策課
改革遂行責任者	保健医療部長・保健政策課長 総務部長・財政課長	

改革方針	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<p><b>【1 付属病院の基本的方向の検討】</b> ○大学の付属施設としての機能強化及び県内リハビリテーション医療の中核的機能の充実を図る。</p>	第二期医療大改革プラン(H29～R8)の推進				
	法人化に向けた検討				
<p><b>【2 アクションプランの推進】</b> ○大学と病院一体として効率的・効果的に運営していくとともに、アクションプランに基づく経営改善を推進しながら、収入を確保し、経費節減に努め、収支の改善を図り繰入金を縮減していく。</p>	第3次プランの検証と第4次プランの策定 (フィードバック)				
	第3次アクションプラン(H31～R4)の推進・進行管理			(仮)第4次アクションプラン(R5～R6)の推進・進行管理	
	繰入金の縮減				
<p><b>【教育機能の充実】</b> 教育研修体制の充実によりリハビリテーション専門医を養成するため専攻医(旧後期研修医)の受入れを拡大し、あわせて患者数の確保による経営改善を推進する。</p>	(第3次)アクションプランに基づき計画目標の実現を目指す ・教育研修体制の充実 目標:専攻医の受入れ拡大(令和4年度までに5人)			(仮)第4次アクションプランに基づき計画目標の実現を目指す (目標)教育研修体制の更なる充実	
	(目標)3人 [4人]	(目標)4人 [4人]	(目標)5人 [5人]		
<p><b>【政策的なリハビリテーション医療の推進】</b> 365日リハビリテーションの維持向上により、リハビリテーション医療の充実を図る。</p>	(第3次)アクションプランに基づき計画目標の実現を目指す ・患者1人あたりのリハビリテーション実施単位数の向上 目標:回復期病棟における患者1人あたり実施単位数7単位 障害者等病棟における患者1人あたり実施単位数4.9単位 リハ実施単位数の向上(365リハによるリハ医療の向上)			(仮)第4次アクションプランに基づき計画目標の実現を目指す (目標)リハ実施単位数の更なる向上	
	[回復期病棟(3A)6.90単位] [障害者等病棟(2A)5.03単位]	[回復期病棟(3A)7.17単位] [障害者等病棟(2A)5.14単位]			
<p><b>【経営改善の推進】</b> 地域医療連携の充実強化を図り、急性期病院及び地域の医療機関等からの患者の確保に努める。</p>	(第3次)アクションプランに基づき計画目標の実現を目指す ・病床稼働率の向上 目標:病床稼働率(全体)85.5%			(仮)第4次アクションプランに基づき計画目標の実現を目指す (目標)病床稼働率の向上	
	[80.3%]	[75.7%]			
	急性期病院との「脳卒中地域連携パス」の運用、急性期病院への空床情報の提供、急性期病院及び地域の医療機関との意見交換				

※ ⇄ は改革期間及び推進事項を表示 ※ ⇄⇄ は改革期間及び推進事項の修正 ※ [ ]は目標達成状況、【 】修正後の目標を表示

## 令和 3 年度包括外部監査結果報告への対応【抜粋】

テーマ：債権（県税に係るものを除く）の管理に関する財務事務の執行について

令和 4 年 6 月 1 4 日  
保 健 医 療 部

【様式2】

令和3年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

		監査のテーマ 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について		担当部・課 保健医療部保健政策課
1 意見の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 〔○意見に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 意見への対応	
IV 監査の結果（個別） 第3 保健福祉部 1 厚生総務課 2-1-1 交通事故損害賠償金 <b>【意見】</b> 地方自治法施行令第171条の6（履行延期の特約等）は、厳格な手続が必要なことを鑑みると生活保護受給者の確認について債務者本人による証明書の交付申請を適時求めるべきであり、書面による対応が望ましい。	短期	○意見に係る事実関係等 地方自治法施行令第171条の6（履行延期の特約等）適用の際に、債務者本人が生活保護受給者であることについて、相手方との面談及び電話聞き取りで確認していた。  ○問題点の整理等 債務者本人から、生活保護受給者であることの証明書をもらうことにより、さらなる適正化を図る必要がある。	生活保護受給者であることの確認については、債務者本人から証明書の提出を求めることとした。	

【様式1】

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	保健医療部医療局医療人材課
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等
<p>IV 監査の結果（個別）</p> <p>第3 保健福祉部</p> <p>4 医療人材課</p> <p>2-4-1 看護師等修学資金</p> <p>【指摘】</p> <p>県の有する債権は県の財産であるから、漫然と時効期間を徒過することは許されない。したがって、文書による催告等で効果がなければ、時効中断のためにも速やかに法的措置の検討をすべきである。</p> <p>【指摘】</p> <p>連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第452条乃至第454条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。</p>	<p>短期</p> <p>短期</p>	<p>○指摘に係る事実関係等</p> <p>過去の古い債権の中には、債権回収業者に債権回収の委託を行い、電話や文書による催告を行っていたが、法的措置がなされていないケースが存在した。</p> <p>○問題点の整理等</p> <p>委託業者による電話や文書による催告による回収に固執し、法的措置が適切に行われなかった。</p> <p>○指摘に係る事実関係等</p> <p>過去の古い債権の中には、連帯保証人への接触がほとんどないか、長期間連帯保証人への催告が行われていないケースが存在した。</p> <p>○問題点の整理等</p> <p>連帯保証人に対する請求が適切に行われていなかった。</p>	<p>現在のところ時効が迫っている債権はないが、必要に応じて速やかに法的措置の検討を行うこととした。</p> <p>債権管理マニュアルに基づき、納期限を経過しても納入されない債権は、督促状による督促を行い、それでも納入されない場合は書面による催告を行うこととしている。</p> <p>また、債務者本人が応じないときは連帯保証人あてに催告を行うこととしており、主債務者の支払いが滞った際の連帯保証人への請求は行っている。</p>

【様式1】

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	県立医療大学附属病院 (保健医療部保健政策課)
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 報告書の概要	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等
<p>IV 監査の結果（個別）</p> <p>第3 保健福祉部</p> <p>6 県立医療大学附属病院</p> <p>2-5-1 入院使用料等</p> <p>【指摘】</p> <p>徴収停止や履行期限の延長その他の特別な事情がある場合を除き、高額かつ不誠実な債務者に対しては、時効期間経過前に法的措置を実施すべきである。</p> <p>【指摘】</p> <p>連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行うべきである。</p>	<p>短期</p> <p>短期</p>	<p>○指摘に係る事実関係等</p> <p>高額かつ不誠実な債務者にもかかわらず、時効経過前に法的措置をとることなく時効を経過したものである。</p> <p>○問題点の整理等</p> <p>高額かつ不誠実な債務者に対しては、時効期間経過前に法的措置を実施するべきであった。</p> <p>○指摘に係る事実関係等</p> <p>令和3年度末時点で債権回収業務委託を行わず直接管理している7名分の未収債権のうち4名については、主債務者死亡後に連帯保証人に請求したものである。</p> <p>○問題点の整理等</p> <p>滞納に伴う催告については、主債務者と同時に連帯保証人に対して請求するべきであった。</p>	<p>特に高額かつ不誠実な債務者については、時効経過前に法的措置等を実施することとした。</p> <p>連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対しても請求を行うこととした。</p>

## 令和 3 年度包括外部監査結果報告への対応【総括】

テーマ：債権（県税に係るものを除く）の管理に関する財務事務の執行について

令和 4 年 6 月 1 4 日  
保 健 医 療 部

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

保健医療部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		12	13	25	0			
	IV 監査の結果（個別）							
	第3 保健福祉部							
	1 厚生総務課							
	2-1-1 交通事故損害賠償金							
1	【意見】 地方自治法施行令第171条の6（履行延期の特約等）は、厳格な手続が必要なことを鑑みると生活保護受給者の確認について債務者本人による証明書の交付申請を適時求めるべきであり、書面による対応が望ましい。		○	○		生活保護受給者であることの確認については、債務者本人から証明書の提出を求めることとした。	保健政策課	88
	4 医療人材課							
	2-4-1 看護師等修学資金							
2	【意見】 現在の条例では、修学資金返還事由が発生届の提出及び返還協議に期限が設けられていないため、結果として返還開始までに長期間を要することとなっている現状に鑑み、返還事由が発生した場合の発生届の提出及び協議に期限を設定し、期限内に提出及び協議が整わない場合については、強制的に返還方法を指定し、返還開始できるようにするべきである。		○	○		返還事由発生届の提出及び返還協議を求める際は期限を設定するとともに、期限内に返還事由発生届の提出がなく、あるいは協議が整わないときは当課の判断により返還方法を指定し返還開始できるようにすることとした。	医療人材課	152
3	【意見】 貸与を受けた者に定期的に接触を行い、従事意思等を確認し、債権の確認に努めるべきである。修学資金返還債務履行猶予申請書の提出期限も設定し、その提出がない場合には修学資金の返還を求めるべきである。		○	○		貸与を受けた者に対し、年度ごとに業務従事状況を確認する書類の提出を徹底させるとともに、書類の提出を怠る者については、職場への聞き取りや連帯保証人に対し提出の依頼を行うなどして提出を促している。 また、返還債務履行猶予申請書について提出期限を設定するとともに、期限内に提出がないときは当課の判断で返還方法を指定し返還を求めることとした。	医療人材課	152
4	【意見】 当初の返還計画書の期限内に返済した者との公平性の観点から、延滞利息は適切に徴収すべきである。返済中の債務者に対しても現時点での延滞利息の金額を示すべきである。		○	○		令和4年度以降は、延滞金について債務者へ通知することにより認識を促すこととした。また、発生した延滞金の調定・徴収を徹底していくとともに、過去に発生した延滞金についても、徴収すべき債権の整理を行い、債権の保全に努めていく。	医療人材課	153
5	【意見】 債権管理を徹底し、担当者が変わっても状況が把握できるようにしておく必要がある。		○	○		令和3年度より稼働が始まった未収債権管理システムを活用するとともに、債権回収状況や債権者とのやり取りについて、確実に引き継ぎを行うこととした。	医療人材課	154
6	【指摘】 県の有する債権は県の財産であるから、漫然と時効期間を徒過することは許されない。したがって、文書による催告等で効果がなければ、時効中断のためにも速やかに法的措置の検討をすべきである。	○		○		現在のところ時効が迫っている債権はないが、必要に応じて速やかに法的措置の検討を行うこととした。	医療人材課	155
7	【指摘】 連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第452条乃至第454条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。	○		○		債権管理マニュアルに基づき、納期限を経過しても納入されない債権は、督促状による督促を行い、それでも納入されない場合は書面による催告を行うこととしている。 また、債務者本人が応じないときは連帯保証人あてに催告を行うこととしており、主債務者の支払いが滞った際の連帯保証人への請求は行っている。	医療人材課	155

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

保健医療部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		12	13	25	0			
	2-4-2 医師修学資金貸付金							
8	【意見】 償還期間が長期になるため、確実な履行に留意し、債権の保全に留意すべきである。履行延期申請書及び履行延期承認通知書には、履行期限の繰上げに対する記載がないが、自主的な履行延期の繰上げも定期的に打診すべきである。		○	○		未収債権管理システムを活用し履行を監視するとともに、履行延期の繰り上げについても、定期的に促していくこととした。	医療人材課	161
9	【意見】 実質的には延滞債権としての性格を有する債権であることにかわりはないことから、債権回収、保全には十分に留意されたい。また、他にも同様な債権が正常債権に含まれることから、同様に注意されたい。		○	○		法令の規定に基づき履行期限の延期を承認したものであるが、延滞債権としての性格を有する債権であることを鑑み、返還計画を確実に履行させ、債権回収、保全に留意することとした。	医療人材課	161
	6 県立医療大学付属病院							
	2-5-1 入院使用料等							
10	【指摘】 滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮して、適時に情報を更新した上で折衝状況の記載徹底が必要である。	○		○		新たに未収債権が発生した場合には、適時に情報を更新し、折衝状況の記載を徹底することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	230
11	【意見】 未収債権額回収について、回収率向上のために支払い手段の多様化を検討すべきである。近年のデジタル化への環境変化に対する対策が必要であり、積極的に具体的な取組に向けての体制を構築すべきである。		○	○		当院患者への普及状況や要望、費用対効果を踏まえながら新たなデジタル決済方法についても対応することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	231
12	【指摘】 未収債権については一般的に回収期間が長くなれば徐々に回収率等が低下するため、滞納時の初動は極めて重要である。当初債権発生時期が古い債権について、最初の督促等は時効の起算点等、時効中断についての判断に関わるという要素もあるため、茨城県立医療大学付属病院診療費等徴収事務取扱要領等に準じた適正な初動体制の実施が求められる。	○		○		新たに未収債権が発生した場合には、診療費等徴収事務取扱要領等に基づき適正な初動体制を実施することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	231
13	【意見】 債務者が生活困窮等、無資力又はそれに近い状態で、回収の可能性が極めて低い場合等は、履行延期の特約等を経た段階的な措置等について客観的な検討が必要である。		○	○		公平性と債権回収の可能性や事務コストなどの個々の事情を踏まえ、客観的に検討することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	231

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

保健医療部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		12	13	25	0			
14	<p><b>【意見】</b> 分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるといった懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で杓子定規な対応を単純に実施すべきではないと史料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。</p>		○	○		1回当たりの分納額、分納期間について、慎重に判断するとともに、弁護士法人への債権回収委託も検討することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	232
15	<p><b>【指摘】</b> 茨城県立医療大学付属病院診療費等徴収事務取扱要領によると、督促状の送付は納期限から20日以内に発行しなければならず、納期限を超過した債務者に対しては例外なく速やかに督促状の送付を実施する必要がある。</p>	○		○		新たに未収債権が発生した場合には、納期限から20日以内に督促状を送付することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	232
16	<p><b>【指摘】</b> 主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要がある。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要があるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。</p>	○		○		未収債権の債務者に対し催告を行う場合には、連帯保証人に対しても速やかに請求を行うこととした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	232
17	<p><b>【意見】</b> 外国人に対する面談や督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと史料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。</p>		○	○		日本語以外の言語に対応した督促状等の文書について検討することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	233
18	<p><b>【意見】</b> 新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的で客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。</p>		○	○		債務者の支払意思や未収債権額等を踏まえた客観的で一貫性のある基準等の作成を検討することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	233
19	<p><b>【意見】</b> 債務者と全く連絡がとれないというケースが稀なこともあり、資力等の経済状況を鑑みるとためらいがあるという背景は理解できるところであるが、消滅時効の完成を防止するという観点から、消滅時効完成が間近な債権等の管理については安易に消滅時効を完成させないように支払督促制度等の適用について、妥当性を検証し適切に対処すべきである。</p>		○	○		消滅時効完成間近な未収債権については、消滅時効を完成させないため、支払督促制度等の適用について適切に対応することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	234
20	<p><b>【指摘】</b> 法的措置の実施に際しては十分な資力調査を含めた事務コスト等の費用対効果の検討も必要であるが、支払能力があるが支払意思がない債務者に対しては、積極的な法的措置の実施が求められる。</p>	○		○		支払能力はあるが支払意思がない債務者については、特段の事情がない限り積極的に法的措置を実施することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	234

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

保健医療部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		12	13	25	0			
21	【指摘】 限られた人員と予算を回収可能性の低い債権の管理に費やすことは浪費であり、債権管理事務の効率化と自治体財政の健全化のために、時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準に該当する債権は、早期に権利放棄すべきであった。	○		○		「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に該当するものについては、適時、適切に債権放棄を実施することとした。	医療大学付属病院 （保健政策課）	236
22	【指摘】 滞納（債務不履行）から6カ月以内を目安に、所得状況調査や財産調査の実施をすべきであった。	○		○		新たに未収債権が発生した場合には、法的に可能な範囲の調査を実施することとした。	医療大学付属病院 （保健政策課）	237
23	【指摘】 徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情がある場合を除き、高額かつ不誠実な債務者に対しては、時効期間経過前に法的措置等の実施をすべきである。	○		○		特に高額かつ不誠実な債務者については、時効経過前に法的措置を実施することとした。	医療大学付属病院 （保健政策課）	238
24	【指摘】 令和2年度以降、権利の放棄基準が緩和されたからといって、主たる債務者の時効期間経過したことだけをもって安易に権利放棄とすることがないように、個別事情を勘案し判断すべきである。	○		○		新たに時効期間が経過し、債権放棄の対象となる事例が発生した場合には、個別事情を総合的に判断し、債権放棄の可否について検討することとした。	医療大学付属病院 （保健政策課）	239
25	【指摘】 連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行うべきである。	○		○		連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対しても請求を行うこととした。	医療大学付属病院 （保健政策課）	240
		12	13	25	0			